

【e-stat掲載統計表_鶏卵流通統計調査】鶏卵の月別生産量

誤	鶏卵の月別生産量（都道府県別）														
	単位：t														
	年次・都道府県	計	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	平成30年 (1)	2,627,764	218,302	201,406	225,607	217,868	226,195	218,285	216,275	216,634	214,809	223,349	220,322	228,712	(1)
	令和元 (2)	2,639,733	221,199	202,628	224,172	221,123	225,246	217,310	223,080	218,159	213,737	224,939	219,848	228,292	(2)
	2 (3)	2,632,882	219,048	211,544	227,549	222,000	225,045	217,140	222,294	214,929	213,619	222,283	214,066	223,365	(3)
	3 (4)	2,574,255	213,670	195,225	218,206	213,497	218,471	211,710	216,509	215,063	213,251	216,752	215,804	226,097	(4)
	4 (5)	2,596,725	216,209	201,016	222,358	217,694	221,609	214,733	217,682	217,601	219,770	219,241	214,248	220,584	(5)
	北海道 (6)	91,604	8,218	7,791	8,368	7,883	7,656	7,226	7,454	7,232	7,237	7,172	7,383	7,984	(6)
	青森 (7)	106,045	8,347	8,143	9,154	8,818	8,730	9,071	8,838	9,098	9,217	9,551	9,297	7,781	(7)
	岩手 (8)	81,288	6,953	6,326	6,941	6,709	6,761	6,575	6,644	6,956	6,876	6,872	6,822	7,053	(8)
	宮城 (9)	69,531	6,225	5,533	5,689	5,497	5,714	5,646	5,614	5,748	5,826	5,981	5,751	6,307	(9)
	秋田 (10)	40,392	3,138	3,025	3,413	3,358	3,366	3,288	3,068	3,052	3,076	3,360	3,394	4,854	(10)
	山形 (11)	8,180	676	588	738	767	743	733	698	674	598	697	693	575	(11)
	福島 (12)	65,095	5,422	4,635	5,511	5,415	5,678	5,408	5,655	5,406	5,146	5,605	5,549	5,665	(12)
	茨城 (13)	231,362	19,445	17,694	19,938	19,207	19,980	18,072	19,536	19,276	19,255	19,632	19,145	20,535	(13)
正	鶏卵の月別生産量（都道府県別）														
	単位：t														
	年次・都道府県	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	平成30年 (1)	2,627,764	218,302	201,406	225,607	217,868	226,195	218,285	216,275	216,634	214,809	223,349	220,322	228,712	(1)
	令和元年 (2)	2,639,733	221,199	202,628	224,172	221,123	225,246	217,310	223,080	218,159	213,737	224,939	219,848	228,292	(2)
	2 (3)	2,632,882	219,048	211,544	227,549	222,000	225,045	217,140	222,294	214,929	213,619	222,283	214,066	223,365	(3)
	3 (4)	2,574,255	213,670	195,225	218,206	213,497	218,471	211,710	216,509	215,063	213,251	216,752	215,804	226,097	(4)
	4 (5)	2,585,987	215,167	200,058	221,398	216,816	220,645	214,056	216,979	216,730	212,957	218,325	213,260	219,596	(5)
	北海道 (6)	91,604	8,218	7,791	8,368	7,883	7,656	7,226	7,454	7,232	7,237	7,172	7,383	7,984	(6)

年次	解		成 牛		子 牛		馬		め ん 半		や ぎ		肉 用 若 鶏 (ブ ロ イ ラ ー)				鶏 卵		
	頭 数	1) 林肉生産量	頭 数	1) 林肉生産量	頭 数	1) 林肉生産量	頭 数	1) 林肉生産量	頭 数	1) 林肉生産量	頭 数	1) 林肉生産量	羽 数		処 理 重 量		3) 生産量	出荷量	
													全ての 食鳥処理場	年間処理羽数 30万羽を超える 食鳥処理場	全ての 食鳥処理場	年間処理羽数 30万羽を超える 食鳥処理場			
	頭	kg	頭	kg	頭	kg	頭	kg	頭	kg	頭	kg	千羽	千羽	t	t	千個	t	
令和元年 (143)	16,318,552	1,278,803	1,038,678	470,363	4,415	484	10,300	4,103	…	…	…	…	…	…	715,656	…	2,143,064	2,639,738	… (143)
2 (144)	16,689,638	1,305,953	1,047,459	477,059	4,403	467	10,291	4,025	…	…	…	…	…	…	2,173,562	…	2,632,882	…	(144)
3 (145)	16,835,709	1,318,165	1,050,787	477,172	4,288	462	11,367	4,551	…	…	…	…	…	…	735,530	…	2,225,558	2,574,255	… (145)
4 (146)	16,577,139	1,298,409	1,082,158	490,694	5,387	572	11,198	4,874	…	…	…	…	…	…	737,217	…	2,224,140	<u>2,596,723</u>	… (146)

資料：明治10年～昭和40年は『農林省統計表』、昭和45年～平成2年は『食肉流通統計』及び『陸域食肉流通統計』、平成3年以降は『畜産物流通統計』

注：1 昭和15年までの数値は、都道府県～市町村を通じた表式調査による。昭和16～23年は統計調査部が都道府県生産者からの報告を取りまとめたものによる。昭和24～39年は厚生省が都道府県の管内と場についての調査報告を取りまとめたものによる。昭和40年～平成14年は統計情報部、平成15年以降は統計部「食肉流通調査」及び「食肉流通調査」の結果による。

ただし、鶏卵については、昭和15年までは調査対象とした飼養者の生産数、昭和16～23年は農家、その他の農業団体の月別販売数、昭和24及び25年は調査を欠き、昭和26～40年は統計情報部「鶏卵生産量調査」、昭和41年～平成14年は統計情報部、平成15年以降は統計部「鶏卵流通調査」の結果による。

2 明治37年以前のやまは、のん率を含み、明治16及び17年はやまのみである。

3 昭和15年以前の鶏卵は、前年7月からその年の6月までの分である。昭和26年は5月から12月までの8か月間の数値である。

4 大正11年は、震災により神奈川県の数値不明のため、推計値を用いて集計したものである。

5 平成26年以前の肉用鶏（ブロイラー）は、全国全ての食鳥処理場を対象に調査した結果であり、平成27年以降は食鳥の年間処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場を対象に調査した結果である。

6 昭和40年より林肉生産量は、毎月食肉卸売市場調査から算出した1頭当たり林肉重量を都道府県別と畜研表に照して算算した月別の都道府県別林肉重量を年合計したものである。

7 令和3年より鶏卵の生産量には、採卵養鶏農家における自家消費量を含めない。

1) 昭和40年以降の単位は、 t である。

2) は、年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場を対象に、新たに集計した結果である。

3) 昭和16年～25年までの単位は、 貫 である。

3) 昭和26年～40年までの単位は、千頭である。

3) 昭和41年以降の単位は、 t である。

縣	成 牛	子 牛	馬	め ん 羊	や ぎ	肉 用 猪 数 (ブ ロ イ ラ ー)	鶏 卵
---	-----	-----	---	-------	-----	-----------------------	-----

[illegible]

資料：明治10年～昭和48年は『鳥井省統計表』、昭和49年～平成2年は『食肉流通統計』及び『鳥井食肉流通統計』、平成3年以降は『畜産物流通統計』

注：1) 昭和15年までの取扱は、都道府県一市町村を通じた表式調査による。昭和16～23年は統計調査部が都道府県衛生部からの報告を取りまとめたものによる。昭和24～39年は厚生省が都道府県の窓口と係についての調査報告を取りまとめたものによる。昭和40年～平成14年は統計課報告、平成15年以降は統計部「食肉流通調査」及び「食肉流通調査」の成果による。

ただし、鳥井については、昭和15年までは調査対象とした飼養者の生産数量、昭和16～23年は鳥井、その他の養鳥団体の月別取引量数量、昭和24及び25年は調査を欠き、昭和26～40年は統計課報告「鳥井生産量調査」、昭和41年～平成14年は統計課報告、平成15年以降は統計部「鳥井流通調査」の成果による。

2) 明治27年以前のやきば、もん半を含み、明治16及び17年はやきのみである。

3) 昭和15年以前の鳥井は、前年1月からのその年の6月までの分であり、昭和26年は5月から12月までの8か月間の取扱である。

4) 大正11年、鳥井より神奈川県の取扱が不明のため、種別数を削いで集計したものである。

5) 平成26年以前の肉用群豚（ブロイラー）は、全国全ての食肉処理場を対象に調査した結果であり、平成27年以降は食肉の年間処理羽数30万羽を超える食肉処理場を対象に調査した結果である。

6) 昭和40年より市内生産量は、毎月食肉卸売市場調査から算出した1頭当たり市内重量を都道府県別と畜産課に乘じて換算した月別の都道府県別市内重量を年合計したものである。

7) 全羽数年より鳥井の生産量には、県内養鳥鳥井における自家消費量を含まない。

1) 昭和40年以降の取扱は、tである。

2) は、年間処理羽数30万羽を超える食肉処理場を対象に、新たに集計した結果である。

3) 昭和16年～25年までの取扱は、kgである。

4) 昭和26年～40年までの取扱は、千羽である。

5) 昭和41年以降の取扱は、tである。